

公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程

令和7年3月26日

規程第201号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する宮城大学（以下「本学」という。）における大学発スタートアップの円滑かつ適正な支援を図るため、宮城大学発スタートアップの認定及び支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「宮城大学発スタートアップ」とは、次の各号のいずれかに該当する企業（個人事業主を含む。以下同じ。）をいう。

- 一 法人又は法人の教職員若しくは本学の学生が所有する知的財産権を基に起業したもの
- 二 法人で達成された研究成果又は習得した技術等を活用して起業したもの
- 三 法人の教職員又は本学の学生（第6条の認定申請日において、法人を退職し、又は本学を卒業若しくは修了した日から1年以内の者を含む。）が設立者となり、又はその設立に深く関与するなどして起業したもの
- 四 理事長が前3号に規定するものに準ずると認めたもの

(申請の要件)

第3条 宮城大学発スタートアップの認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 前条に規定する宮城大学発スタートアップの定義に該当していること。
- 二 事業内容等が公序良俗に反しないこと及び反社会的勢力との関係が認められないこと。
- 三 法人に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- 四 法人の教職員が起業した場合にあっては、公立大学法人宮城大学職員兼業規程（平成21年宮城大学規程第63号）その他法人における関係規程等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること。
- 五 法人の教職員であった者が起業した場合にあっては、在職中の前号に規定する所要の手續、許可等が適正になされていたこと。

(審査委員会)

第4条 宮城大学発スタートアップの認定及び取消しについて審査するため、宮城大学発スタートアップ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 産学連携を担当する副学長
- 三 総務企画を担当する理事
- 四 財務・施設を担当する理事
- 五 学群長、基盤教育群長及び研究科長

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ学長及び産学連携を担当する副学長を

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

もって充てる。

- 5 委員長は委員会を主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(認定の申請)

第6条 宮城大学発スタートアップの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮城大学発スタートアップ認定申請書（様式第1）に必要資料を添えて、理事長に申請しなければならない。

(認定の審査及び通知)

第7条 理事長は、前条の申請があったときは、審査委員会に当該申請に係る審査を付託するものとする。

- 2 審査委員会は、前項の付託があったときは、当該申請内容について審査を行い、委員長は、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該報告を踏まえ、申請について認定又は不認定の決定を行うものとする。
- 4 理事長は、前項の決定を行ったときは、当該申請者に対し、速やかに宮城大学発スタートアップ認定通知書（様式第2-1）又は宮城大学発スタートアップ不認定通知書（様式第2-2）により通知するものとする。

(認定の解除)

第8条 前条の規定により宮城大学発スタートアップと認定された企業（以下「認定企業」という。）は、宮城大学発スタートアップ認定解除申出書（様式第3）により、認定の解除を申し出ることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による申出を受理したときは、その旨を宮城大学発スタートアップ認定解除通知書（様式第4）により申出者に通知するものとする。

(活動内容等の報告)

第9条 認定企業は、毎年7月末日までに、その前年度における活動内容を事業報告書（様式第5）により、理事長に報告しなければならない。

- 2 認定企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、代表者又は清算人は、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。
 - 一 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散をしたとき。
 - 二 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 三 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の決定を受けたとき。
 - 四 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始の決定を受けたとき。

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

- 五 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行い、同法第21条又は第22条に定める行為により有罪が確定したとき。
- 六 企業活動の実態がなくなったとき。

（認定の取消し）

第10条 理事長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、宮城大学発スタートアップの認定を取り消すものとする。

- 一 第3条の申請の要件を満たさなくなったとき。
 - 二 法人又は当該認定企業の社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
 - 三 前条第1項の事業報告を拒否したとき。
 - 四 前条第2項各号の事由に該当したとき。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、宮城大学発スタートアップの認定を継続することが適当でないと理事長が判断したとき。
- 2 理事長は、宮城大学発スタートアップの認定を取り消そうとするときは、審査委員会に当該取消しに係る審査を付託するものとする。
- 3 審査委員会は、前項の付託があったときは、当該取消事由について審査を行い、委員長は、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 4 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該報告を踏まえ、取消しに該当するか否かについて決定を行うものとする。
- 5 理事長は、第1項の規定に基づき認定を取り消したときは、宮城大学発スタートアップ認定取消通知書（様式第6）により、認定企業に通知するものとする。
- 6 理事長は、認定を取り消した企業の所在が判明しないときは、宮城大学発スタートアップ認定取消通知書を法人が指定する場所へ掲示することによって通知することができる。この場合において、当該掲示を始めた日から2週間を経過したときに当該通知が到達したものとみなす。
- 7 認定を取り消された企業は、前2項の通知が到達した日以後、宮城大学発スタートアップに認定された事実を当該企業の事業に使用してはならない。

（認定等の公表）

第11条 理事長は、宮城大学発スタートアップの認定、解除又は取消しを行ったときは、法人のホームページへの掲載等により公表する。

（認定企業への支援）

- 第12条 法人は、認定企業に対し、法人の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次に掲げる支援を行うことができるものとする。
- 一 法人の施設及び設備を利用させること。
 - 二 郵便物等の収受において便宜を与えること。
 - 三 企業・自治体等関連機関への紹介を行うこと。
 - 四 法人主催の各種イベント、広報誌等で広報を行うこと。
 - 五 その他理事長が適当と認めた支援
- 2 認定企業が第8条第1項の規定に基づく認定の解除の申出を行ったとき又は第10条第1項の規定に基づき認定を取り消されたときは、法人は前項各号の支援を中止するとともに、当該企業は法人の施設及び設備の利用を中止し、当該施設及び設備を法人に明け渡さなければならない。

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

(使用の制限等)

第13条 認定企業は、当該企業の製品、サービス等の内容又は品質を保証するために宮城大学発スタートアップの名称を使用してはならない。

2 認定企業が広告又は宣伝に宮城大学発スタートアップの名称を用いる場合において、理事長が当該使用を不適当と認めるときは、当該広告又は宣伝における宮城大学発スタートアップの名称の使用を停止させることができる。

(施設等の使用)

第14条 認定企業が、第12条第1項第1号に規定する支援によって法人の施設及び設備を利用する場合にあつては、公立大学法人宮城大学施設等管理使用規程（平成21年宮城大学規程第78号）を遵守するものとする。

2 法人は、認定企業が法人の施設若しくは設備を用いて生産等を行った物品又は法人の施設若しくは設備の使用により第三者に損害を与えた場合、いかなる責任も負わないものとする。

3 法人の施設及び設備を借り受けた認定企業は、故意又は過失により当該施設及び設備を滅失又は損傷したときは、当該施設及び設備を原状に復し、又は当該損害を賠償しなければならない。

(免責)

第15条 法人は、認定企業の製品、サービス等の内容及び品質を保証しない。

2 宮城大学発スタートアップの認定、解除又は取消しにより、当該企業又は第三者に損害が生じた場合であっても、法人は、当該損害を賠償する義務を負わない。

(損害賠償)

第16条 認定企業（認定を解除し、又は取り消された企業を含む。）は、故意又は過失により、法人に損害を与えた場合には、当該損害を賠償しなければならない。

(庶務)

第17条 宮城大学発スタートアップの認定等に関する事務は、研究推進・地域未来共創センターにおいて処理する。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、宮城大学発スタートアップの認定等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (R7.3.26 第221回理事会)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第 3 編 研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

様式第 1 (第 6 条関係)

宮城大学発スタートアップ認定申請書

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

名 称
代表者 印

公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程第 6 条の規定に基づき、下記のとおり宮城大学発スタートアップの認定を申請します。

なお、認定の上は、公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程その他公立大学法人宮城大学が定める諸規程及び法令を遵守することを誓約します。

記

① 申請資格該当条項 (第 2 条)	<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号 <input type="checkbox"/> 第 4 号	
② ①の資格を有することの 説明		
③ 法人名 (法人格含む。)		
④ 所在地	〒	
⑤ 代表者 (職・氏名)		
⑥ 代表者区分	<input type="checkbox"/> 教職員 (教職員であった者も含む。) <input type="checkbox"/> 学生 (学生であった者も含む。) <input type="checkbox"/> 第三者・その他 ()	
⑦ 連絡先	TEL	
	E-mail	
	ウェブサイト	
⑧ 事業 開始日等	事業開始日	
	設立日	
⑨ 分野	<input type="checkbox"/> 医療・看護 <input type="checkbox"/> IT・情報 <input type="checkbox"/> 食産業・バイオ <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 ()	

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

様式第2-1（第7条関係）

宮城大学発スタートアップ認定通知書

年 月 日

殿

公立大学法人宮城大学理事長

年 月 日付けの大学発スタートアップ認定申請につきましては、公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程第7条の規定に基づき、宮城大学発スタートアップとして認定しましたので、通知します。

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

様式第2-2（第7条関係）

宮城大学発スタートアップ不認定通知書

年 月 日

殿

公立大学法人宮城大学理事長

年 月 日付けの大学発スタートアップ認定申請につきましては、公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程第7条の規定に基づき、宮城大学発スタートアップとして不認定としましたので、通知します。

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

様式第3（第8条関係）

宮城大学発スタートアップ認定解除申出書

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

名 称
代表者 印

公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程第8条第1項の規定により、下記のスタートアップが宮城大学発スタートアップの認定を解除することを申し上げます。

記

① 法人名（法人格含む。）		
② 所在地	〒	
③ 代表者（職・氏名）		
④ 認定解除を申し出る理由		
⑤ 連絡先	TEL	
	E-mail	
	ウェブサイト	

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

様式第4（第8条関係）

宮城大学発スタートアップ認定解除通知書

年 月 日

殿

公立大学法人宮城大学理事長

公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程第8条第2項の規定に基づき、宮城大学発スタートアップの認定を解除したので通知します。

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

様式第5（第9条関係）

事業報告書

年 月 日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

名 称
代表者

印

公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程第9条第1項の規定により、事業報告をいたします。

提出書類

- ・当該事業年度の事業計画書の写し【必須】
- ・直近の事業年度の事業活動報告書の写し【必須】
- ・直近の事業年度の決算書の写し【必須】
- ・その他、必要と認められるもの

第3編研究 宮城大学大学発スタートアップ規程

様式第6（第10条関係）

宮城大学発スタートアップ認定取消通知書

年 月 日

殿

公立大学法人宮城大学理事長

公立大学法人宮城大学大学発スタートアップの認定等に関する規程第10条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

規程第10条第1項第○号に該当すると認められるため、宮城大学発スタートアップの認定を取り消す。